

独立行政法人国際協力機構の平成24年度の業務実績に関する項目別評定表

※ 評定が同一でない複数の小項目で構成される中項目の評定については、各小項目の難易度、達成度などを総合的に勘案して決定した。具体的な決定理由は下欄のとおり。

大項目 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目評定	中項目評定	中項目の評定決定理由
(1)	より戦略的な事業の実施						
1	貧困削減 (MDGs 達成への貢献)	<p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。</p> <p>具体的には、</p> <p>(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)</p> <p>●公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。</p>	<p>(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)</p> <p>公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため、貧困層自身が潜在的に持つ能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を目的としたMDGs 達成への貢献に向けた保健、教育、水分野等における優良案件の形成及び実施を行う。</p>	1-1 MDGs達成に向けた取組状況	□	□	<p>中項目を構成する小項目の評定が、イ：1、ロ：2、ハ：1であるため、分布から「ロ」とした。</p>
2	持続的経済成長	<p>(ロ) 持続的経済成長</p> <p>●我が国自身の復興・成長体験、知識・技術・制度を世界と共有し、日本の成長にも配慮しつつ、途上国の持続的成長を後押しする。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して事業を実施する。</p>	<p>(ロ) 持続的経済成長</p> <p>インフラ整備、投資環境整備 (法・制度整備を含む。) 等持続的経済成長の後押しとなる優良案件の形成及び実施を行う。その際、経済成長の果実が、貧困層も含め広く配分されるよう、格差是正にも配慮して案件を形成及び実施を行う。</p>	2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況	□	□	
3	地球規模課題への対応	<p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>●地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。</p>	<p>(ハ) 地球規模課題への対応</p> <p>地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、優良案件の形成及び実施を行う。</p>	3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況	ハ	ハ	
4	平和の構築	<p>(ニ) 平和の構築</p> <p>●紛争の発生と再発を予防し、平和を定着させるため、緊急人道支援から、復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。</p>	<p>(ニ) 平和の構築</p> <p>緊急人道支援から復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行い、事例紹介を通じて機構の取組を対外発信する。</p>	4-1 平和構築への取組状況	イ	イ	

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
(2)	事業マネジメントと構想力・情報発信力の強化						
5	事業マネジメントと構想力の強化	<p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国・地域別の分析、課題・分野別の実施指針等に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。</li> <li>●より戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果をとりまとめ、内外に発信するとともに、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCA サイクルを徹底する。</li> <li>●事業実施に当たり、個人、組織、制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し、途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。</li> <li>●開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し、三角協力を戦略的に実施し、その知見の蓄積・発信に努める。</li> </ul> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し、課題解決のためのアプローチとして、国・地域別の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに50ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。</li> <li>●戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。</li> <li>●多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地ODAタスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。</li> </ul>	<p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 「協力プログラムの戦略性強化に係るガイドライン」を改訂し、プログラム・アプローチ推進のための基盤を整備するとともに、同ガイドラインに基づきプログラム計画書を策定し、質の高いプログラム形成に努める。</li> <li>② 各プログラム・プロジェクトにおける事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めたPDCA サイクルを徹底するとともに、成果達成状況の「見える化」を図る。</li> <li>③ 事後評価結果等から得られた教訓を事業実施へフィードバックするよう、機構内で推進する。</li> <li>④ 総合的能力開発（キャパシティ・ディベロプメント）を実施している優良案件の事例を収集し、関係者に共有することで意識向上を図り、キャパシティ・ディベロプメント案件の質の向上に努める。</li> <li>⑤ 平成24年度の三角協力取組方針（仮称）を策定する。また同方針に則り、優良案件の蓄積、提供可能な情報の整理、案件形成時の協議体制構築を行い、より質の高い三角協力案件の形成・実施に努める。</li> </ol> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 開発途上国の開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握するために、累計で34ヶ国程度について国別分析ペーパーを策定する。</li> <li>② 毎年度の事業方針に基づき、地域別事業方針を策定する。</li> <li>③ 戦略的な事業を形成するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、課題や分野別の指針等の策定・更新を行いつつ、援助機関としての専門性を強化する取組を行う。</li> <li>④ 現地ODA タスクフォースに積極的に参加し、機構の専門家やボランティア、本邦企業、NGO 等との対話を通して得た知見や課題解決のための知見、経験、情報を共有する。</li> </ol>	<p>5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況</p> <p>5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況</p> <p>5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況</p> <p>5-4 三角協力の取組状況</p> <p>5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況</p> <p>5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況</p> <p>5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況</p> <p>5-8 現地ODAタスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況</p>	□	□	中項目を構成する小項目が全て「□」であるため。
6	研究	<p>開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ、より戦略的、効果的かつ効率的な事業を実施するため、機構は、開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し、機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく、研究領域を設定し、また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い、研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに、質の高い研究を効率的に実施するため、機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ、共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携、内部体制の充実、外部査読、第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また、研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため、戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。</li> </ul>	<p>機構が蓄積した知見を活用しつつ、国内外の研究ネットワークとの共同研究を基本スタイルとし、事業へのフィードバックと国際援助潮流の形成に資する国際水準の研究を推進する。あわせてワーキングペーパーや英語・日本語の書籍等にて研究成果を発信していくとともに、国際シンポジウム・セミナーの開催、ウェブサイトの充実等により発信を強化する。</p>	<p>6-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施および対外発信と事業へのフィードバック強化に向けた取組状況</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
(3)	事業実施に向けた取組						
	7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力	<p>(i) 技術協力 技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。 具体的には、 ●人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。</p> <p>(ii) 有償資金協力 有償資金協力は、開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき、又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって、開発途上地域の自助努力による経済発展、経済的自立等を支援するものであり、機構は、借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力（海外投融資）については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い事業を対象とし、適切な監理を行いつつ、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略の考え方に従って対応していく。その際、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で実施していく。 具体的には、 ●自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや官民連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ●海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。</p> <p>(iii) 無償資金協力 無償資金協力は、開発途上地域の基礎生活分野向上、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり、機構は、条約その他の国際約束に基づき、案件を戦略的、効果的かつ効率的に実施するとともに、外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち、機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては、その案件が戦略的、効果的かつ効率的に実施されるよう、その促進に努める。 ODAの開発効果を確実に実現するため、案件規模の適正化を図りつつ、引き続きコスト削減に努めるとともに、予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り、競争性を高める。 具体的には、 ●基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ●我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。</p>	<p>(i) 技術協力 ① 人的資源開発、計画立案及び制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な技術協力プロジェクトの案件形成・実施に努める。課題別研修は、新規又は更新される案件について、原則として事業展開計画に記載された協力プログラムに基づき形成・実施する。また、研修実施後の体系的レビューにより得られた教訓を抽出し、事業に反映する。 ② 平成23年度に改訂した「技術協カマニュアル」について内部アンケートを実施し、業務フロー及び執務参考資料との整合性を図りつつ必要に応じて改善を検討する。 ③ プロジェクトの事例研究を実施し、結果を活用して、プロジェクトマネジメントの質の向上を目的とした研修を職員、専門家等事業関係者に対して実施する。</p> <p>(ii) 有償資金協力 ① 開発途上国の経済発展、経済的自立支援を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件形成・実施に努める。 ② 開発途上国のマクロ経済調査、債務持続性調査等を実施し、その知見を円借款事業の案件形成、審査や実施監理において活用する。また、機構職員の審査能力、実施監理能力向上のため、財務・経済的分析手法等の研修を実施する。 ③ 円借款の更なる迅速化を可能とする制度見直し等、日本政府とともに開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ④ 借入人の為替リスク軽減を含む方策等、我が国の政策的優先度が高く、かつ、開発途上国側のニーズにも合致した新制度につき日本政府と協議する。並行して、既存制度においても、必要に応じて業務フローや手続き等を見直し、執務参考資料やマニュアルに反映する。 ⑤ 海外投融資については、パイロットアプローチの教訓を反映して、業務実施体制、リスク審査・管理体制を構築し、開発効果の高い新規案件の形成・実施に取り組む。</p> <p>(iii) 無償資金協力 ① 各国、地域の課題解決に資する案件を適正かつ迅速に形成・実施するとともに、案件形成・実施にかかる実績を集計・分析し、次年度の改善案を検討する。 ② 無償資金協力の事業実施や開発効果の向上を図るために、職員向けの研修、調査及びマニュアルの整備を行う。 ③ 無償資金協力案件の建築物・機材の仕様や工期の精査等、過去に実施した案件の教訓のフィードバックを行うための検討を行い、新規案件の形成や実施中案件の監理に適切に反映させる。 ④ 無償資金協力事業への企業の参加を促進し競争性を拡大すべく、入札・契約等の制度改善や予備的経費の試行的導入の結果に係る分析（本格導入された場合には見直し・改善。）を行う。 ⑤ 我が国の政策的課題に柔軟かつ的確に対応し、プログラム化推進のための取組や過去の案件の教訓に係るフィードバックを無償資金協力の制度に適切に反映させるべく、業務フロー及び手続きの改善を行う。</p>	<p>7-1 技術協力事業の実績</p> <p>7-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況</p> <p>7-3 円借款事業の実績</p> <p>7-4 円借款の迅速化</p> <p>7-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況</p> <p>7-6 海外投融資事業の実績及び実施体制の強化に向けた取組状況</p> <p>7-7 無償資金協力事業の実績</p> <p>7-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況</p>	□	□	<p>小項目No.7 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の3事業の規模のJICA事業全体に占める割合が極めて大きいことを勘案すれば、小項目No.7の評価結果を本中項目にも適用することが妥当である。</p>

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評定	中項目 評定	中項目の評定 決定理由
	8 災害援助等協 力	<p>機構は、開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際社会等と連携して、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●大模災害発生時には、被災国のニーズを的確に把握し、国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに、実施後のモニタリングを引き続き行う。</li> <li>●国際緊急援助隊については、平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに、同隊の活動に必要な資機材を整備する。また、緊急援助物資については、備蓄体制の最適化に努める。</li> <li>●国連等、緊急人道援助に関係する内外の機関、組織との協力関係を平時より構築し、緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 大規模災害発生時には、各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し、活用可能な手段を組み合わせ適切な規模・内容の緊急援助を国際社会等との協調により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また、実施後にレビューを行い、得られた教訓が次回派遣につながるよう改善を図る。</li> <li>② 医療チームは、手術機能付派遣を含めた研修・機材整備を実施する。また、病棟機能等の技術検討を進める。救助チームは、災害援助に関する国際的な認定レベル維持のため各訓練の質の向上を図る。物資供与は、日本からの支援であることがより被災国に伝わるよう工夫しつつ、世界食糧計画（WFP）が運営する国連人道支援物資備蓄庫（UNHRD）活用も含め、供与状況と備蓄体制の適合性を把握し、迅速性及び費用対効果の最適化を図る。</li> <li>③ 平時には国際搜索救助諮問グループ（INSARAG）等の国際連携枠組に積極的に参画し貢献するとともに関係者とのネットワークを維持し、有事には災害現場で効果的な情報共有・救援調整を図る。</li> </ul>	<p>8-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況</p> <p>8-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上状況及び備蓄体制の最適化</p> <p>8-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況</p>	ハ		
	9 海外移 住	<p>機構は、本事業を実施するに当たっては、移住者の属する地域の開発に資するよう留意し、移住者の定着・安定化を見つつ、政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、海外移住者の団体に対する支援事業については、引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また、外交政策上の重要性を踏まえ、海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報、学術的研究等、海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては、各移住融資債務者の状況等を踏まえ、必要に応じ償還計画の見直し等を行い、債権の回収・整理を適切に進めるとともに、早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお、日系個別研修については、事業規模の縮減を行い、機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については、国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り、効果的かつ効率的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 政府の政策を踏まえ、移住者の定着・安定化を見つつ、高齢者福祉及び人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。</li> <li>② 移住債権については、債権回収計画に基づき回収予定額を適切に回収する。</li> <li>③ 債権管理業務の終了に向けての方策を検討するため、各国の債権の状況を詳細に把握し、適切に分類する。</li> <li>④ 日系個別研修については効率的に実施し、事業規模の縮減を行う。</li> <li>⑤ 日系社会における継承語教育の現状やニーズ等について、国際交流基金と情報共有を行う。</li> <li>⑥ 海外移住資料館において、引き続き海外移住・日系社会に関する知識の国民への普及を図るために、海外移住・日系社会に関する資料の整備や調査、展示の充実、教育素材の活用、地域等との連携強化などの取り組みを行う。なお、年間の来館者数を30,000人以上、年間の教育プログラム参加人数を1,894人以上、年間の海外移住資料館ウェブサイトアクセス数を113,182以上とすることを目指す。</li> </ul>	<p>9-1 重点化の状況</p> <p>9-2 移住債権の状況</p> <p>9-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況</p>	ハ		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
(4)	開発人材の育成（人材の養成及び確保）						
10	開発人材の育成（人材の養成及び確保）	<p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く事業全般の基盤をなすものであり、また、我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は、コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を、開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ、国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。</li> <li>●援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により、開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。</li> </ul>	<p>① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘、団体向けサービスの拡充による新規登録団体の獲得を進める。なお、国際協力人材センターウェブサイト「PARTNER」の新規人材登録者数を1,500名、新規登録団体数の65団体、情報提供件数の前年比200件増に取り組む。また、国際協力に携わる人材向けに登録・応募手続きを簡素化し、団体向けには、人材閲覧機能の向上を図り、利用団体の利便性の向上を実現する。</p> <p>② 能力強化研修は、多様な援助ニーズに応えるべく、随時コースを見直しながら実施する。なお、270名の参加数を目標に、専門家として活動が見込まれる即戦力人材向け能力強化研修を行う。</p> <p>③ 国際協力に携わる人材の裾野拡大に資するべく、国際協力・開発援助関連分野を専攻する大学院生インターンを、現行制度に基づき着実に実施する。なお、30名程度の受け入れに取り組む。</p>	<p>10-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績</p> <p>10-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
(5)	国民の理解と参加の促進						
11	ボランティア	<p>ボランティア事業は、開発途上地域の経済及び社会の発展、復興への寄与、我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化、並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし、効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成23年7月の海外ボランティア事業のあり方及び同年8月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ、事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善、ODAの他事業や専門性を有する企業、地方自治体、NGO、他機関等との連携の強化、帰国後の社会還元支援を含む、国民が安心して参加できるような取組の強化、事業にふさわしい評価の実施、ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。</li> <li>●ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。</li> <li>●派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。</li> <li>●国民参加型事業として、多様な人材の参加を促進するために、自治体、民間企業、大学等との連携の強化に取り組む。</li> <li>●開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。</li> <li>●帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。</li> </ul>	<p>① 開発課題の解決に資する事業の実施を目的に、平成24年度の国別ボランティア派遣計画において、グループ型派遣を本格的に導入するとともに、開発課題に沿った案件形成を実施することにより、特にシニア海外ボランティアの開発ニーズへの合致率を向上させる。</p> <p>② 他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高めるために、ボランティア事業に関連した国際会議に参加し、国際機関等との協議等を進めるとともに、現場レベルでの連携に取り組む。</p> <p>③ ボランティア事業の「見える化」を促進するために、ボランティアの活動内容を発信するウェブサイトコンテンツの充実及びシンポジウムの開催等に取り組む。</p> <p>④ 派遣中のボランティアの現地活動を支援するために、ボランティアが作成する活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリングを強化する。</p> <p>⑤ また、国民参加型事業として多様な人材の参加を促進するために、民間連携ボランティアを本格的に導入・実施するとともに、自治体及び大学との連携を促進する。</p> <p>⑥ 選考及び訓練・研修方法の更なる改善として、シニア海外ボランティアの登録制度の改善及び二次選考（面接）の一部地方実施を導入する。また、25年度から新規導入する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアの訓練・研修プログラムを確定する。</p> <p>⑦ グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化するために、企業・自治体向け説明会の開催回数の拡大（年4回）や進路支援情報サイトの構築・運営等を行うことにより、帰国隊員の進路支援を強化する。また、帰国隊員による社会還元の好事例の収集及び発信を行うとともに、帰国後訓練等支援案を策定する。</p>	<p>11-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況</p> <p>11-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況</p> <p>11-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況</p> <p>11-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況</p> <p>11-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況</p> <p>11-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況</p> <p>11-7 帰国隊員の進路支援強化の状況</p> <p>11-8 隊員経験の社会還元に向けた側面支援の状況</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
12	市民参加協力	<p>NGO や自治体、教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは、ODA に対する国民の理解増進に資するものであり、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、機構は、NGO等との連携を推進し、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を効果的に行う。また、幅広い国民の参加を得るため、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続の更なる迅速化に努める。国民の理解と参加の促進を目的として、NGO、教育機関、地方自治体等の様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む国際協力活動に対し、支援サービスを提供する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●草の根技術協力事業については、幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために、対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに、事業の効果発現と成果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。</li> <li>●国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。</li> <li>●国際協力の実践を目指すNGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。</li> </ul>	<p>① NGO 等が活動するために必要な事業対象国情報を、ウェブサイトにて更新する。</p> <p>② 新規の草の根技術協力事業開始時に案件の円滑な開始・実施に向けた団体向け説明会を実施し、案件開始後計画をレビューする実施計画協議を実施するとともに、終了時における評価の確実な実施に努める。</p> <p>③ NGO と機構間の協議会等における草の根技術協力事業に係る協議の実施と協議内容から抽出された必要な取組の実施に努める。</p> <p>④ 地球ひろばを通じて、所管地域で行われる多様な手作りの国際協力の試みに対し、支援サービスを提供するとともに、NGO、企業、市民等の情報発信、ネットワーク化等のための機会を提供する。なお、これらの取組により、情報発信件数を1割増加させること、利用者に対して「満足度」に関するアンケート調査を実施し、5段階評価で上位2つの評価を得る割合を7割以上とすることを目指す。</p> <p>⑤ NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化等を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容の改善等を図り、開発教育支援の効果的な実施に努める。なお、これらの取組により、開発教育に関するJICAウェブサイトの充実によるアクセス数を100,000件以上とすること、開発教育に関する研修の実施実績人数を3,500人以上とすることを目指す。</p> <p>⑥ 国際協力に関わるNGO等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、各種支援プログラムを推進するとともに、その内容の改善を図る。</p>	<p>12-1 草の根技術協力事業の効果向上及び効率化に向けた取組状況</p> <p>12-2 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績</p> <p>12-3 開発教育の質の向上に向けた取組状況</p> <p>12-4 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況</p>	ハ	□	<p>中項目を構成する小項目の評価が、□：2、ハ：1であるため、分布から「□」とした。</p>
13	広報	<p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国民に対する説明責任を果たし、国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国ODA に対する理解を促進するとの観点から、マスメディアやNGO 等との連携を強化するとともに、国内及び海外拠点を有効に活用し、国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり、利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに、ODA 案件の形成・実施に際し、国民への情報開示を積極的に推進する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示、全てのODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じし、情報開示を強化する。その際、成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め、また、目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで、国民のODA に対する信頼を高める。</p>	<p>(i) ODA の現場を伝える広報</p> <p>国際協力に対する国民の信頼、理解・共感及び参加を促進するとともに、開発途上地域における我が国ODA に対する理解を促進するため、広報戦略に基づき、国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者、マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を、機構全体の基幹業務として効果的に実施する。広報の実施に当たっては、特に、国民参加の促進や透明性の向上を念頭に、新しい媒体の活用等を含め、総合的な対外発信機能を強化する。</p> <p>(ii) 「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>全てのODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイトを通じ、「見える化」を徹底し、情報開示を強化する。</p>	<p>13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況</p> <p>13-2 わかりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）</p> <p>13-3 マスメディア等との連携状況（ODAに関する専門広報の取組）</p> <p>13-4 「ODA見える化サイト」の充実に向けた取組状況</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
<b>(6) 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</b>							
14	NGO、民間企業等の多様な関係者との連携	官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オール・ジャパン」の体制で効果的な事業を推進し、グローバルな人材の育成にも資するべく、NGO、中小企業を含む民間企業、教育機関、地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。 具体的には、 ●NGO、民間企業、教育機関、地方自治体等、多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに、JICA 事業への参加を促進し、その知見や技術を事業に活用する。 ●途上国の開発課題解決に裨益する分野において、他の機関と連携しつつ、中小企業等を含む本邦企業とのパートナーシップを強化し、これら企業の優れた製品・サービスの活用、グローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行い、効果的・効率的な民間連携事業を推進する。	① NGO 等との連携強化を図るべく、引続きNGO とJICA 間の連携協議会の開催を推進する。また、中小企業海外展開支援に資する事業において、研修員フォローアップやパートナーシップセミナー等を実施することで、民間企業との連携強化を図る。 ② 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化を目的とし、教育機関及び自治体との連携推進のための各種会議の開催拡充を図る。 ③ 民間連携促進のための制度整備と着実な運用を実施するとともに、機構の民間連携に関する情報の対外発信、ニーズ把握の強化を図る。 ④ 民間の知見が技術協力や資金協力で活かされた案件又は機構の支援が民間の事業化に繋がった案件の形成を促進する。	14-1 NGOとの連携推進に向けた取組状況  14-2 教育機関との連携推進に向けた取組状況  14-3 地方自治体との連携推進に向けた取組状況  14-4 民間連携推進に向けた取組状況	口	イ	<b>小項目No. 14 「NGO、民間企業等の多様な関係者との連携」について、本年度は、中小企業等海外展開支援、民間連携ボランティア、自治体の海外展開支援、大学、市民社会との連携等、JICAとして数多くの新しい取組を始めており、その評価は「イ」に近いものと評価しうる。</b>
15	国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献	国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて、地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに、国際社会の議論のリードに貢献する。また、国際社会と足並みを揃えつつ、我が国が主導する援助政策・アプローチを広め、我が国の存在感を高めるため、国際機関、新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。 具体的には、 ●より効果の高い援助の実現に向け、機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し、国際援助潮流、各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに、地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め、地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ●新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し、三角協力を推進するとともに、援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ●プログラムや個別案件レベルにおいて、国際機関等の他機関との連携を推進する。	① 国際機関・二国間ドナーと、国・地域やセクターに関する事業戦略や、開発課題解決に向けた双方の取組を共有し、国際援助潮流や国・地域やセクター支援方針作成に向けた発信と援助協調を促進する。 ② 二国間協議や国際会議等の場を通じて、新興ドナーとの対話を促進し、国・地域やセクターに関する事業戦略や援助経験・アプローチの共有、三角協力の推進等を行う。 ③ 国際機関・二国間ドナーとの協議を通じて、国・地域やセクターに関する事業戦略や開発課題の解決に向けた双方の取組を共有するとともに、プログラムや個別案件レベルにおける他機関との協調を促進する。	15-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況  15-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携推進に向けた取組状況  15-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況	イ		
<b>(7) 事業の横断的事項に関する取組</b>							
16	環境社会配慮	機構は、事業実施に当たっては、環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め、環境社会配慮ガイドライン（平成22年7月1日より施行）に則り、第三者の関与も得て、環境及び社会に配慮した業務運営を行う。	① 環境社会配慮ガイドラインを運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を実施する。 ② 本部と在外事務所の職員、専門家、コンサルタント、相手国政府等を対象に環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。	16-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況  16-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況	ハ		
17	男女共同参画	開発における公平性の確保及び事業の効果向上の観点から、男女共同参画の視点は重要であり、機構は事業実施に当たり、女性の開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分に配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その他の関係者に、開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに、実施の各段階において、ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。	① 各部署での事業ジェンダー主流化の推進に向け、引続き、優良な取組に関する情報共有を行う。また、ジェンダー視点を適切に統合した案件の実施監理・活動が行われるよう、職員・専門家・外部関係者等に対するジェンダー講義等を引続き実施する。 ② 重点対象案件のモニタリングを通じ、ジェンダー主流化の優良事例の形成・抽出・事業へのフィードバックを行う。	17-1 ジェンダー主流化推進体制の運営状況  17-2 ジェンダー視点に立った事業の運営状況	ハ		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
18	事業評価	客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から、当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また、これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し、「ODA の見える化」を推進するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。 具体的には、 ●事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに、得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ●国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ、よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ●プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等、新たな評価手法の実施に取り組む。	① 事後評価を着実に実施し適切な提言や教訓を得て、その活用をいっそう促進するよう取り組む。また、有益な教訓が引き出せそうなプロジェクトについては特定の評価テーマを設定し、より詳細な調査から得られた教訓を機構内部に広く提供する。 ② 事業評価年次報告書をよりわかりやすい形で作成・公開するとともに、速やかにウェブサイトでも公開する。また、各事業の評価報告書及び評価結果要約表のウェブサイト掲載数増加により、検索機能を充実させる。 ③ プログラム単位の事業実施における、事前評価段階での成果指標設定及び教訓活用を促進する。また、プロジェクトが与えた事業効果を精緻に測定するためのインパクト評価の実施及び評価結果については、機構内部へ広く情報共有する。	18-1 事後評価の実施状況  18-2 事業へのフィードバックに向けた情報共有の状況  18-3 評価結果の情報公開の状況  18-4 プログラム単位の評価およびインパクト評価等の実施状況	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
19	安全対策の強化	機構は、安全情報を収集し、機構事業関係者に対し、適切な安全対策を講じる。 具体的には、 ●海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ、各国の治安状況や交通事情等のリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から、派遣専門家、ボランティア、職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ●施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント、コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。	① 関係者に対する派遣前の安全対策オリエンテーションを確実に実施するとともに、派遣中の安全対策の継続的な実施を図る。 ② 施設建設等を含む事業に関し、開発途上国政府・事業実施機関、コンサルタント及びコントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図るため、執務参考マニュアルの作成、対外説明用資料の整理及び各援助手法（技術協力・有償資金協力・無償資金協力）における事業段階別の制度的改善策の整理を行うほか、安全対策セミナーの実施や専門員等を派遣し助言等を行う。	19-1 関係者に対する安全対策の状況  19-2 コントラクター等に対する安全対策の状況	ハ		
20	主務大臣の要請への対応	機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成14 年法律第136 号。以下「機構法」という。）第40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。	機構は、独立行政法人国際協力機構法第40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。				

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

大項目2. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置

(8) 組織運営の機動性向上							
21	組織運営の機動性向上	<p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的かつ効率的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。国内拠点については、個々の必要性等を見直し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。</li> <li>●海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。</li> <li>●各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。</li> <li>●広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。</li> <li>●国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、市民参加協力、開発教育支援、広報等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。</li> </ul>	<p>① 地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部のスリム化を含め、本部の組織体制の見直しを行う。</p> <p>② 開発途上地域の政治経済・治安等の国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間、安全配慮が必要な長期滞在者等の状況を踏まえ、海外拠点の配置適正化のための必要な見直しを行う。また、海外事務所を持つ他法人と、現地における事務所及び所員の法的地位等の保持、有償資金協力業務に関する金融業務型のガバナンス適用等の課題を整理した上で、海外事務所の機能的統合の在り方等について個々に検討を行い、平成24年夏までに結論を得る。</p> <p>③ 現地職員向けの研修強化や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への人員配置、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。</p> <p>④ 国内拠点については、広尾センターを閉鎖し他の施設への機能移転を行う。また、大阪国際センターと兵庫国際センターの施設及び組織統合により、関西国際センターとして新体制での業務を開始する。さらに、札幌国際センターと帯広国際センターの組織統合により、北海道国際センターとして新体制での業務を開始する。</p> <p>⑤ 民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップ強化（連携協定締結含む）を通じ、更なる拠点施設の利用を促進する。民間企業については、特に中小企業支援に資する活動を強化する。これらの取組を通じ、国内拠点利用者数470,000人程度を目指す。</p>	<p>21-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況</p> <p>21-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況</p> <p>21-3 現場機能の強化に向けた取組状況</p> <p>21-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況</p> <p>21-5 多様なパートナーとの連携等を通じた国内拠点の効果的な取組状況</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
(9)	適正かつ公正な組織・業務運営の実施						
22	契約の競争性・透明性の拡大	<p>機構は、契約取引については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。</li> <li>●契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。</li> <li>●不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</li> <li>●関連公益法人との契約については、原則として一般競争入札により行うなど、引き続き競争性及び透明性の確保に努める。</li> </ul>	<p>① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会における点検の継続的な実施を図る。また、新規参入者向けウェブサイト等を活用した情報の提供方法の改善を図るとともに、コンサルタント等契約の契約手続きの更なる改善として、監督検査ガイドラインの見直し・公開・周知、調達制度に係る説明会等を通じた企業等との対話、コンサルタント等業務実績評価の見直し、総合評価落札方式の試行のモニタリングに取り組む。</p> <p>② 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、運用状況のモニタリングとガイドラインへの反映を図るとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。</p> <p>③ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係のある法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継ぎ、定着を図る。また、コンサルタント等契約の外部審査の継続と定着を図る。</p> <p>④ 適正な事業実施に向けて、コンサルタント等契約における再委託契約の抽出検査等の取組を継続するとともに、不正行為等に関する情報に対しては適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。</p> <p>⑤ 関連公益法人との契約については、一般競争入札を原則とし、競争性のない随意契約は真にやむを得ない場合に限定するとともに、一者応札・応募の削減に向けた取組を進める。また、一定の関係のある法人との契約実績の公表を通じて透明性の向上を図る。</p>	<p>22-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況</p> <p>22-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況</p> <p>22-3 契約の透明性向上に向けた取組状況</p> <p>22-4 不正行為等への対応</p> <p>22-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況</p>	□		

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
23	ガバナンス強化と透明性向上	<p>機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p>	<p>① 内部監査を適切に実施し、内部統制を強化する。</p> <p>② 監事監査における指摘事項に対し、具体的な対応策を策定し、その対応状況をモニタリングする。</p> <p>③ 部署別年間業務計画を通じたリスクモニタリングによる内部統制環境の維持、改善を図る。また、組織全体のリスクを統制するため、リスク管理に関連する各種委員会を定期的に開催し、会議の結果及びリスクへの対応につき、各部署にフィードバックする等の一連の取組を通じて、金融業務特有のリスクも含めた内部統制機能の強化を図る。</p> <p>④ 引続き内部通報制度を機構全体に周知させるための取組を実施するとともに、通報に対して適正に対処する。</p> <p>⑤ 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策の推進に取り組む。</p> <p>⑥ 年度計画に基づき執行された各事項の業績について、外部有識者を含めた法人自身による評価を行い、その結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。</p> <p>⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を検討する。</p>	<p>23-1 会計監査人による監査の実績</p> <p>23-2 内部監査の実績</p> <p>23-3 監事監査への対応状況</p> <p>23-4 内部統制機能の強化に向けた取組状況</p> <p>23-5 情報セキュリティ対策の推進状況</p> <p>23-6 各年度の業績モニタリングの実施状況</p> <p>23-7 業務改善提案制度の導入状況</p>	ハ	ハ	<p>中項目を構成する小項目の評価が、ロ：1、ハ：2であるため、分布から「ハ」とした。</p>
24	事務の合理化・適正化	<p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。</li> <li>● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。</li> </ul>	<p>① 一般契約にかかる各種様式の定型化、コンサルタント等契約における新積算体系導入に伴う精算業務の見直し、コンサルタント等契約の選定手続きの一部簡素化、電子入札の導入等、事務手続きの合理化・簡素化を図る。</p> <p>② 機材調達事務の効率化として、新しい機材調達実施体制の構築と定着を図る。また、契約情報管理の効率化として、収集・集計する契約情報の見直し及び契約情報の収集方法の検討を行う。</p> <p>③ 在外事務所の調達実施体制の適正化として、役務（ローカルコンサルタント）調達や施設建設契約にかかる手引きの作成と周知を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、現地の体制整備を図る。</p> <p>④ 専門家等派遣手続きにおいて、更なる効率化が必要な課題を抽出するとともに、旅行制度及び派遣手当制度との関連性を整理する。また、派遣手続きの効率化に資する旅行制度・派遣手当制度のあり方を検討する。</p> <p>⑤ 平成22年度に公表を行った「研修員システム業務・システム最適化計画」に基づき、新たな「研修員システム」の導入・運用を開始することで、研修員受入手続きの効率化を図る。</p> <p>⑥ ボランティア関連手続きについて、業務の一層の合理化のための見直しを行い、それを踏まえたマニュアルの構築等を行う。</p>	<p>24-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況</p> <p>24-2 機材調達事務の効率化</p> <p>24-3 在外事務所の調達実施体制の適正化</p> <p>24-4 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化</p>	ハ	ハ	

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
(10)	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し						
25	経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し	<p>(イ) 経費の効率化 中期目標期間中、運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、毎事業年度1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については、機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案109.3（22年度実績））、本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。 また、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、見直しを図るものとする。その際、在外職員に対する在勤手当についても、国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また、機構の資産の実態把握に基づき、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。 竹橋合同ビルの区分所有部分については、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には、処分する。</p>	<p>(イ) 経費の効率化 運営費交付金を充当して行う業務については、業務の質の確保に留意しつつ、一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について、専門家、企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し、ボランティアに支給される手当等の適正化、固定的経費等の経費の削減により、平成23年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし、人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし、本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等 給与水準については、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。在勤手当については、国や民間企業等の事例も参照しつつ見直しを進める。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引き続き行う。あわせて、資産内容の見直し、保有資産の必要性の有無を検討する。なお、職員住宅については、独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り、適切に対応する。また、竹橋合同ビル内区分所有部分については、有効な利活用方策を継続検討する。</p>	<p>25-1 運営費交付金を充当する物件費の前年度比年率1.4%以上の効率化</p> <p>25-2 総人件費</p> <p>25-3 ラスパイレス指数</p> <p>25-4 保有資産の公表と見直し状況</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

**大項目3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）**

(11) 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（本項において有償資金協力勘定を除く。）							
26	予算 （人件費の見積を含む。）、 収支計画及び資金計画 （本項において有償資金協力勘定を除く。）	(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。 (2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。	① 財務内容の一層の透明性を確保する観点から、平成24事業年度財務諸表におけるセグメント情報の開示方法の改善に向けた検討・準備を進める。 ② 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。	26-1 自己収入の実績  26-2 運営費交付金債務残高の状況  26-3 セグメント情報等の改善に向けた取組	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

**大項目4. 短期借入金の限度額**

(12) 短期借入金の限度額							
27	短期借入金の限度額	一般勘定620億円 有償資金協力勘定2,200億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	一般勘定620億円 有償資金協力勘定2,200億円 理由：一般勘定については、国からの運営費交付金の受け入れ等が3ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については、借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ、財投機関債発行時の繋ぎ、貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。	27-1 一般勘定における短期借入金の実績  27-2 有償勘定における短期借入金の実績	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

**大項目5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**

(13) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画							
28	不要財産の処分に関する計画	区分所有の保有宿舎については、平成24年度に34戸、平成25年度に33戸、平成26年度に33戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし、譲渡が困難な場合は、当該不要財産を国庫に納付することがある。大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、平成25年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。	区分所有の保有宿舎34戸を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。大阪国際センターについては、平成24年度末までに現物納付する。広尾センターについては、処分の準備を進める。	28-1 不要財産の処分実績	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
---	-----	------	--------	------	-----------	-----------	----------------

大項目6. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

<p>(14) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p>							
	29 重要な 財産の 譲渡等 の計画			29-1 重要な財産を譲渡又は担保 に供した実績			

大項目7. 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）

<p>(15) 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）</p>							
	30 剰余金 の使途 （有償 資金協 力勘定 を除く。）	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。	剰余金が発生した際は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。	30-1 剰余金の使途			

大項目8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

<p>(16) 施設・設備</p>																
	31 施設・ 設備	<p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p>平成24年度から平成28年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設・設備の内容</th> <th style="width: 20%;">財源</th> <th style="width: 30%;">予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,191</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4,191</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p>	施設・設備の内容	財源	予定額	本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,191	計		4,191	国内機関等施設の建物診断、耐震診断等を実施する。	31-1 施設・設備の整備に関する 実績			
施設・設備の内容	財源	予定額														
本部及び国内機関等施設整備・改修	施設整備費補助金等	4,191														
計		4,191														

中	小項目	中期計画	24年度計画	評価指標	小項目 評価	中項目 評価	中項目の評価 決定理由
<b>(17) 人事に関する計画</b>							
	32 人事に関する計画	<p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。</li> <li>●職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。</li> <li>●在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。</li> </ul>	<p>① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。</p> <p>② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。</p> <p>③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。</p> <p>④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。</p>	<p>32-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況</p> <p>32-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況</p> <p>32-3 職員の能力開発機会の提供状況</p> <p>32-4 ワークライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
<b>(18) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（法第31条第1項及び法附則第4条第1項）</b>							
	33 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い	<p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>① 前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>② 前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p>	<p>33-1 前中期目標期間繰越積立金の使途</p> <p>33-2 前中期目標期間繰越回収金の使途</p>	ハ	ハ	中項目を構成する小項目が全て「ハ」であるため。
<b>(19) 中期目標期間を超える債務負担</b>							
	34 中期目標期間を超える債務負担	<p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じた処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。</li> <li>●職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。</li> <li>●在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。</li> </ul>	<p>① 評価者研修の継続、改善等に努め、年1回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、前年度の評価結果を適切に処遇に反映する。</p> <p>② より効果的かつ効率的な業務運営及び在外体制のさらなる強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。</p> <p>③ 職員のキャリア開発に係る相談体制を整備するとともに、国際機関等への出向も含め、階層別研修や各種専門研修の継続、改善を図る。</p> <p>④ 在外事務所勤務と家庭生活の両立に向けた取組を継続、具体化する。</p>	<p>34-1 中期目標期間を跨ぐ複数年度契約</p>			